

計 画 調 整 局 開 発 調 整 部 開 発 計 画 課
臨時的任用職員（技術職員（土木））募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

- （１）大阪城公園周辺地域のまちづくりに関する業務
（内閣府等との連絡調整や業務委託契約の進捗管理など）
- （２）各種補助金に関する業務
（関係機関との連絡調整など）
- （３）その他の業務
（都市開発プロモーション関連事業にかかる企画及び連絡調整、各種文書事務、電話
対応、その他補助業務など）

3 応募資格

- （１）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条（欠格条項）に該当しないこと
- （２）一般的な事務作業（パソコン入力、書類・数値確認、電話対応等）ができること。

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※更新なし

5 勤務条件等

- （１）勤務日等

- ・勤務日：原則として月曜日から金曜日まで
- ・勤務時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分までの 7 時間 45 分（休憩時間 45 分）
- ・休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び
年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）

（2）勤務場所

大阪市計画調整局開発調整部開発計画課

大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所本庁舎 7 階

（3）給与

月額 213,556 円（原則として当月 17 日払い、口座振替）

※地域手当を含みます。

※職歴等のある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記給与月額等は、令和 7 年 7 月 1 日時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（4）休暇

年次休暇 8 日、特別休暇（忌引休暇など）

※臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

（5）社会保険

- ・大阪市職員共済組合
- ・厚生年金保険

（6）服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・その他、大阪市職員が遵守すべき服務規律の確保に関する各種規程が適用されます。（「大阪市職員基本条例」「職員倫理規則」等）

6 選考方法

（1）筆記試験（試験時間 60 分）

小論文 1 問

（2）面接試験（試験時間 10～15 分程度）

面接は個別又は集団で実施予定

※詳細については、後日送付する受験案内にて通知します。

7 選考日時及び選考会場

（1）選考日時

令和 7 年 9 月 19 日（金曜日） 9 時 15 分集合予定

（２） 選考会場

大阪市役所内会議室

※集合時間は申し込み状況によって当日の午後となる可能性があります。

※詳細については、後日送付する受験案内にて通知します。

8 申込方法

次の書類等を**持参**又は**簡易書留**で送付してください。

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※郵便等料金不足の場合は、受付できません。

（１） 提出書類

ア 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ 申し立て書 1 通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

ウ 受験案内送付用の定型封筒（長形 3 号） 1 通

※必ず宛先を記載の上、110 円切手を貼付してください。

（２） 申込受付期限

令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）※当日必着

（３） 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1－3－20

大阪市計画調整局開発調整部開発計画課

※送付される封筒には、朱書きで「臨時的任用職員採用申込書等在中」と明記してください。

9 受験案内

受験案内は、令和 7 年 9 月 10 日（水曜日）頃に発送予定です。令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）までに案内が届かない場合は、令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）午後 1 時までに下記問合せ先へお問い合わせください。

10 結果の通知

選考結果は、令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）頃を目途に受験者本人あて書面にて通知します。

11 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) 選考試験の得点が一定の基準に達している者のうち、成績順に最上位の者を採用します。得点と同じ場合は、面接試験の得点を優先します。
- (4) 選考試験の得点が一定以上の基準に達している者を「計画調整局開発調整部開発計画課臨時的任用職員採用候補者名簿」に登録し、成績上位の方から連絡を行います。任用期間中に欠員が生じた場合は採用候補者名簿から任用を行います。なお、採用候補者名簿の登録期間は令和8年3月31日までとなります。
- (5) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者がいない場合があります。
- (6) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

12 問合せ先

大阪市計画調整局開発調整部開発計画課（担当：池田、服部）

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話：06-6208-7829 F A X：06-6231-3751

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

その他遵守すべき事項の例

- ・ 勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・ 勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・ 入れ墨の施術を受けないこと